

## ○石川県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程

〔平成18年3月15日〕  
石川県警察本部訓令第6号

改正 平成27年12月25日警察本部訓令第12号  
平成28年3月25日警察本部訓令第10号

石川県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

### 石川県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、石川県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第11条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、別記様式第1号によるものとする。

(開示請求書等)

第3条 条例第13条第1項の開示請求書は、別記様式第2号によるものとする。

2 条例第13条第2項（条例第22条第2項において準用する場合及び条例第40条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第12条第2項第1号及び第16条第2項第1号において同じ。）、運転免許証、旅券その他これらに類する書類として石川県警察本部長が認めるもの
- (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他その資格を証明する書類として石川県警察本部長が認めるもの
- (3) 本人の委任による代理人が請求する場合（特定個人情報の開示請求をする場合に限る。） 当該代理人に係る第1号に掲げる書類並びに本人の記名押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

(開示決定通知書等)

第4条 条例第18条の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第3号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（別記様式第4号）
- (3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める通知書
  - イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第5号）
  - ロ 保有個人情報の存否を明らかにできない場合 保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書（別記様式第6号）
  - ハ 保有個人情報を保有していない場合 保有個人情報不存在決定通知書（別記様式第7号）

(開示決定等期間延長通知書等)

第5条 条例第19条第2項の書面は、開示決定等期間延長通知書（別記様式第8号）とする。

2 条例第19条第3項の書面は、開示決定等期限特例通知書（別記様式第9号）とする。

(開示請求事案移送通知書)

第6条 条例第20条第1項の書面は、開示請求事案移送通知書（別記様式第10号）とする。

(第三者保護に関する手続)

第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、保有個人情報の開示

に係る意見照会書（別記様式第11号）とする。

3 条例第21条第1項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記様式第12号）とする。

4 条例第21条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第1項各号に掲げる事項

(2) 条例第21条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

5 条例第21条第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（別記様式第11号）とする。

6 条例第21条第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記様式第12号）とする。

7 条例第21条第3項（条例第39条において準用する場合を含む。）の書面は、保有個人情報開示通知書（別記様式第13号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第8条 条例第22条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ若しくは録音ディスク又はビデオテープ若しくはビデオディスク 視聴又は複写の方法

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものを閲覧し若しくは視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写することが容易であるときは、閲覧若しくは視聴又は複写の方法によることができる。

（閲覧又は視聴の制限）

第9条 石川県警察本部長は、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者が当該保有個人情報が記録された公文書を汚損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

2 条例第22条の規定により写しの交付による保有個人情報が記録された公文書の開示を実施する場合における公文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書一件につき一部とする。

（開示請求の特例）

第10条 条例第23条第2項の実施機関が定める書類は、第3条第2項第1号に定める書類その他石川県警察本部長が適当と認める書類とする。

2 条例第23条第3項の実施機関が定める方法は、閲覧その他石川県警察本部長が適当と認める方法とする。

（費用の納付）

第11条 条例第24条第1項の費用は当該公文書の写しが作成される前に、同条第2項の費用は当該電磁的記録の開示が実施される前に納付しなければならない。

（訂正請求書等）

第12条 条例第26条第1項の訂正請求書は、別記様式第14号によるものとする。

2 条例第26条第2項第2号（条例第40条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 本人が請求する場合 個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類する書類として石川県警察本部長が認めるもの

(2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他その資格を証明する書類として石川県警察本部長が認めるもの

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合（特定個人情報の訂正請求をする場合に限る。） 当該代理人に係る第1号に掲げる書類並びに本人の記名押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

（訂正決定通知書等）

第13条 条例第28条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第15号）とする。

2 条例第28条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第16号）とする。

（訂正決定等期間延長通知書等）

第14条 条例第29条第2項の書面は、訂正決定等期間延長通知書（別記様式第17号）とする。

2 条例第29条第3項の書面は、訂正決定等期限特例通知書（別記様式第18号）とする。

（訂正請求事案移送通知書）

第15条 条例第30条第1項の書面は、訂正請求事案移送通知書（別記様式第19号）とする。  
（利用停止請求書等）

第16条 条例第33条第1項の利用停止請求書は、別記様式第20号によるものとする。

2 条例第33条第2項（条例第40条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類する書類として石川県警察本部長が認めるもの
- (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他その資格を証明する書類として石川県警察本部長が認めるもの
- (3) 本人の委任による代理人が請求する場合（特定個人情報の利用停止請求をする場合に限る。）  
当該代理人に係る第1号に掲げる書類並びに本人の記名押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

（利用停止決定通知書等）

第17条 条例第35条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第21号）とする。

2 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第22号）とする。  
（利用停止決定等期間延長通知書等）

第18条 条例第36条第2項の書面は、利用停止決定等期間延長通知書（別記様式第23号）とする。

2 条例第36条第3項の書面は、利用停止決定等期限特例通知書（別記様式第24号）とする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日警察本部訓令第12号）

1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の石川県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程別記様式第1号の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成する個人情報取扱事務登録簿（施行日前に作成した個人情報取扱事務登録簿の登録事項を変更して施行日以後に作成するものを含む。）について適用する。

附 則（平成28年3月25日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

個人情報取扱事務登録簿

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
事務区分	<input type="checkbox"/> 全所属共通 <input type="checkbox"/> 警察署共通 <input type="checkbox"/> 固有		
個人情報取扱事務を	作成		
所管する組織の名称	保有		
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の目的			
個人情報取扱事務の根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報が記録されている主な公文書名			
個人情報の取得先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外	
		本人以外の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他( )
		取得根拠	条例第4条第4項第[ ]号該当
<input type="checkbox"/> 同一実施機関での利用			
個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 他の識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他( )	
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他( )	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 職業上の地位 <input type="checkbox"/> その他( )	
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他( )	
	思想、信条等	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び信教に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	
	その他	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )	
個人情報の目的外利用・提供		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		利用・提供先	<input type="checkbox"/> 同一実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他( )
		目的外利用・提供の根拠	条例第6条第1項第[ ]号該当
電子計算機等の結合による外部提供		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		提供根拠	条例第7条第1項第[ ]号該当
外部委託		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (委託内容 )	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

石川県警察本部長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

石川県個人情報保護条例第13条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する保有個人情報 が記録された公文書の 件名又は内容 (できるだけ具体的に) 記入してください。)			
代理人が開示請求 する場合における 本人の状況等	本人の状況 本人の氏名 本人の住所	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他（本人の委任による特定個人情報の開示請求）  (電話番号 )	
開 示 の 方 法	1 閲覧	2 視聴	3 写しの交付又は複写      4 写しの送付

注意1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 開示請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

(1) 本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）

(2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合（特定個人情報の開示請求をする場合に限る。）には、当該代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（本人の記名押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書）

3 次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 個人番号カード    2 運転免許証    3 旅券    4 その他 ( )
代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 法定代理人 1 戸籍謄本            2 登記事項証明書    3 その他 ( ) <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> 委任状(必須) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(必須)
受 付 窓 口	
担 当 課 等	
保有個人情報 が記録された 公文書の件名	
備 考	

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示することに決定したので、石川県個人情報保護条例第18条第1項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分から 午後
開示の場所	
担当課等	(電話番号 )
備考	

- 注意 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 代理人が請求し、開示を受ける際には、当該代理人に係る1の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課等へ連絡してください。

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり一部を開示することに決定したので、石川県個人情報保護条例第18条第1項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示の日時	午前 年 月 日 ( ) 時 分から 午後
開示の場所	
開示しない部分	
開示しない理由	石川県個人情報保護条例第14条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課等	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

- 注意 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 代理人が請求し、開示を受ける際には、当該代理人に係る1の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課等へ連絡してください。
- 4 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、石川県個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	石川県個人情報保護条例第14条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課等	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注意 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。



保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、保有個人情報の存否を明らかにできないため、開示しないことに決定したので、石川県個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
保有個人情報の存否を明らかにしない理由	
担当課等	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

保有個人情報不存決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、保有個人情報を保有していないため、開示しないことに決定したので、石川県個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
保有個人情報を保有していない理由	
担当課等	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、石川県個人情報保護条例第19条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課等	(電話番号 )
備考	

開示決定等期限特例通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、石川県個人情報保護条例第19条第3項の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
石川県個人情報保護条例第19条第3項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
保有個人情報のうちの相当部分について開示決定等をする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担当課等	(電話番号 )
備考	

開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、石川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

保有個人情報の内容	
移送先の実施機関	(電話番号 )
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関	(電話番号 )
備考	

注意 本件開示請求については、移送先の実施機関において開示決定等を行うこととなります。

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



石川県個人情報保護条例第12条第1項の規定により開示請求のあった保有個人情報に、あなた（貴  
）に関する情報が含まれていますので、同条例第21条<sup>第1項</sup><sub>第2項</sub>の規定により通知します。  
本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等についてご意見があれば、別記様式第12号により  
年 月 日 までに回答してください。

開示請求年月日	年 月 日
保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴）に関する情報の内容	
意見書の提出先 （担当課等）	（電話番号）
石川県個人情報保護条例第21条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
備考	

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

石川県警察本部長 殿

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

保有個人情報の内容	
意 見	1 開示されても支障がない  2 開示されると支障がある (1) 支障がある部分  (2) 支障がある理由

注意1 意見欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 2を○印で囲んだ場合には、(1) 支障がある部分欄及び(2) 支障がある理由欄も記載してください。

保有個人情報開示通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



あなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、次のとおり開示することを決定したので、石川県個人情報保護条例第21条第3項（第39条において準用する同条例第21条第3項）規定により通知します。

保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴 ）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課等	(電話番号 )
備考	

注意1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 石川県個人情報保護条例第39条において準用する同条例第21条第3項の規定により通知する場合は、審査請求に係る教示文を省略すること。



保有個人情報訂正請求書

年 月 日

石川県警察本部長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

石川県個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求する保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が訂正請求する場合における本人の状況等	本人の状況 本人の氏名 本人の住所	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他（本人の委任による特定個人情報の訂正請求）  （電話番号 ）

- 注意 1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 訂正請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
  - (2) 本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
  - (3) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(2)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
  - (4) 本人の委任による代理人が請求する場合（特定個人情報の訂正請求をする場合に限る。）には、当該代理人に係る(2)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（本人の記名押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書）
- 3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 4 次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他（ ）			
代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 法定代理人 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ） <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> 委任状(必須) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(必須)			
受付窓口				
担当課等				
備考				

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することに決定したので、石川県個人情報保護条例第28条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 )
備考	

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことに決定したので、石川県個人情報保護条例第28条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
担当課等	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、石川県個人情報保護条例第29条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課等	(電話番号 )
備考	

訂正決定等期限特例通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、石川県個人情報保護条例第29条第3項の規定により、訂正決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
石川県個人情報保護条例第29条第3項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課等	(電話番号 )
備考	

訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、石川県個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

保有個人情報の内容	
移送先の実施機関	(電話番号 )
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送をした実施機関	(電話番号 )
備 考	

注意 本件訂正請求については、移送先の実施機関において訂正決定等を行うこととなります。

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

石川県警察本部長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

石川県個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求する保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
代理人が利用停止請求する場合における本人の状況等	本人の状況 本人の氏名 本人の住所	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他（本人の委任による特定個人情報の利用停止請求）  （電話番号 ）

注意1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 利用停止請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

(1) 本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）

(2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合（特定個人情報の利用停止請求をする場合に限る。）には、当該代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（本人の記名押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書）

3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券 4 その他（ ）	
代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 法定代理人 1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他（ ） <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> 委任状(必須) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(必須)	
受付窓口		
担当課等		
備考		

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止することに決定したので、石川県個人情報保護条例第35条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 )
備考	



保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、石川県個人情報保護条例第 3 5 条第 2 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報	
利用停止しない理由	
担 当 課 等	(電話番号 )
この決定に不服がある 場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備 考	

利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、石川県個人情報保護条例第36条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課等	(電話番号 )
備考	

利用停止決定等期限特例通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、石川県個人情報保護条例第36条第3項の規定により、利用停止決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
石川県個人情報保護条例第36条第3項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課等	(電話番号 )
備考	